

(別記第9号-A様式)

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

貸付番号 HA

住所

氏名

印

Tel

—

—

下記のとおり預かり支援資金について返還猶予を申請します。

貸付期間	西暦) 年 月 ~ 年 月
返還猶予申請期間	西暦) 年 月 ~ 年 月
借入額	円
猶予理由 *該当番号に○を付ける ()の該当理由にも ○をつける	1 都内において保育士業務に従事中 2 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産、介護、人事異動ほか) 【添付書類】当該事実を証明する書類等 3 その他
説明 *具体的に	※猶予理由が出産の場合、出産(予定)日も記入:(西暦) 年 月 日

①上記において1を選択した場合は、必ず記入のこと

従事先名称			
所在地			
施設等種別		職 種	
勤務開始日	西暦) 年 月 日	雇用形態	常勤・非常勤(週20時間以上)

②上記において2(やむを得ない事由による)を選択し貸付期間終了後に休職した場合は、必ず下記も記入のこと

休職期間	西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日
復職予定	西暦) 年 月 日
理由・状況	

*貸付期間中に休職された場合は「休職・復職届」を提出してください。期間がまたがる場合は両方の書類が必要です。

上記〔①・②〕のとおりであることを証明します。

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

従事先名称

管理者職名・氏名

社判

(別記第9号-A様式裏面)

<猶予について> 東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条 次の各号に該当する場合は返還債務の履行を猶予する。

(1) 当然猶予

会長は、保育士修学資金の貸付対象者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、保育士修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 裁量猶予

会長は、修学資金等の貸付対象者又は保育補助者（以下「貸付対象者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- ① 東京都の区域内において第11条第1項の(1)から(5)までに規定する業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。